

2016. 2. 15 電気新聞 「Point of View」

## ソフト開発契約に関する民事訴訟——その1



藤谷 譲人

近時システム関係訴訟はかなり増えているらしい。高度IT化が展開しているにも拘らず、紛争が訴訟になつた場合に専門的知見を有しない裁判官によるサービスしか受けられない現状において、担当裁判官は一定レベルの専門的知見を習得した上で、適正な事実認定に努める責務があることを強く訴えたい。

ふじたに・もりひと  
護士法人エルティ総合法律  
事務所所長弁護士。IT  
ADRセンター所長。日本  
システム監査人、JISA  
正会員。

平成26年1月25日付で、司法研修所編で、一般財团法人法曹会から出版された「民事訴訟における事実認定—契約分野別研究（製作及び開発に関する契約）」（写真）という書籍がある。

同書は市販されているが、一般の書店には並べられていない、A5版の意味で特殊な本である。同書の著者は、平成23年度の司法研究員であった4名の裁判官たちである。当時は司法研究報告書第65輯第1号として司法研修所から、



裁判所の内部向けに刊行されたものである。しかし、「実務に携わる各位の好個の参考資料と思われる」の参考資料と思われる」ので、当局の許しを得て颁布される」となったものらしい。

知人の東京地方裁判所の部長裁判官によれば、近時システム関係訴訟はかなり増えているらしい。ということはシステム開発の専門的知識や経験の乏しい弁護士が原告側代理人として訴訟を提起し、同様な状態の弁護士が被告側代理人として応訴し、その事件を同様な状態の裁判官が審理し、訴訟を運営し、判決を下す場合が増加している。しかし件の部長裁判官は、右記の

東京地方裁判所には、特別な参考資料と思われる」の参考資料と思われる」ので、当局の許しを得て颁布される」となったものらしい。理由は医療過誤事件を専門に扱う裁判官を配置した、知財部、労働部、商事部、破産部、交通部、そして医療過誤部が設置されており、担当裁判官は、それらの専門分野についての知識経験が豊富なため通用力のある質の高い民事裁判を行う国家司法サービスを国民が享受できる体制が整えられている。

医療過誤事件において、弁護士も裁判官も「カルテ」を解読できないから専門部が必要ならば、彼らが「ドキュメント」を解読できないシステム紛争においても専門部は必要ない。しかし件の部長裁判官は、右記の

書籍の存在すら知らないなか

も専門部は必要なはずであ

る。しかし、システム部と

いう専門部はいまだ設置さ

れていない。理由は医療過

誤訴訟の原告は医療行為を

受けた個人であるのに

対してシステム訴訟の原告

はシステム開発の発注をし

たユーザ企業が受注をした

ベンダ企業であり圧倒的に

紛争件数に差異があり、シ

ステム関係紛争専門の裁判官を配置する量的ニーズが

不足しているからである。

法治国家においては、紛

争解決についての国家の意

思決定である裁判官の裁判

が、取引社会において通用

力を有する質の高いもので

あることが必須であり、そ

のためには「適正な事実認

定」が必要不可欠である。

高度IT化が展開してい

るにも拘らず専門的知見を

有しない裁判官によるサ

ービスしか受けられないわ

が、この現状においては、担当

裁判官は、せめて冒頭にお

いて紹介した書籍を必読の

上で、適正な事実認定を行

うように努める責務がある

と強く訴えたい。